

分野 法律

キーワード 契約法／物権・担保物権法／悪質商法

民法、消費者契約法の研究



理事兼副学長(学生生活・就職、広報、情報担当)
学生支援センター長
経営学部 経営学科
大学院 環境経営研究科 経営学専攻
教授

中山 実郎

NAKAYAMA, Jitsuro

SDGs 関連項目



研究内容

民法は売買等によって財産の所有権を取得したり、お金を貸借したり、また婚姻や故人の財産を相続するといった人の営みについて規律する基本法です。その中で、財産を取得し、自分が取得した財産について、権利を主張する行為は自分以外の他者に対しても必要な行為であり、それら契約行為や物権・担保物権は商取引や金融の実務において重要な役割(規範)を担っています。

また、事業者と個人との関係である商品・サービスの取引から派生する消費者問題(マルチ商法、欠陥商品、偽装表示、インターネット上の問題、高利金融等)と、とりわけ悪質とされる契約行為(悪質商法)については、法の原則を越えた対応が必要になります。

社会生活を営む上で、人が他者に対して自己の権利を主張することが認められる以上、人対人の権利関係はそれぞれの利害関係となって複雑に絡み合ってきます。法は知識を役立てることで初めて生きる知恵となります。そこで、実務の場に影響を及ぼすと思われる最新の重要判例の分析を中心に研究しています。なお、最近の関心事として、所有者不明の土地建物と老朽化マンションの増加問題があります。

想定パートナー

商工会議所、各企業

応用分野

契約実務、不動産登記の読み方